

(3) 福祉施設から一般就労への移行

【目標値】

目標値	26年度(1年間)の一般就労移行者数	480人
目標設定	H17年度実績比4倍	120人×4

【実績(26年度の一般就労移行者数)】

849人(達成率176.9%)

【障害福祉サービス別の年度別就労者数】(障害福祉サービス新体系完全移行 平成24年度～)

計画期間	年度	就労移行支援		就労継続支援				生活介護		自立訓練				合計		
				(A型)		(B型)				(機能訓練)		(生活訓練)				
		施設数	就労者数	施設数	就労者数	施設数	就労者数	施設数	就労者数	施設数	就労者数	施設数	就労者数	施設総数	施設数	就労者数
第1期 (H18～H20)	18	2	2人	—	—	2	5人	—	—	—	—	—	—	—	4	7人
	19	13	30人	1	1人	9	16人	1	1人	—	—	—	—	143	24	48人
	20	24	72人	4	10人	10	14人	1	1人	1	2人	—	—	224	40	99人
第2期 (H21～H23)	21	32	91人	1	2人	20	32人	2	2人	—	—	—	—	325	55	127人
	22	47	205人	11	23人	27	42人	4	4人	1	3人	2	6人	411	92	283人
	23	57	288人	24	47人	42	73人	6	9人	0	0人	1	2人	559	130	419人
第3期 (H24～H26)	24	77	405人	41	85人	53	87人	4	5人	1	3人	3	4人	846	179	589人
	25	79	468人	64	122人	59	106人	2	3人	1	1人	7	15人	934	212	715人
	26	88	528人	99	174人	72	117人	3	4人	1	2人	6	24人	1,034	269	849人

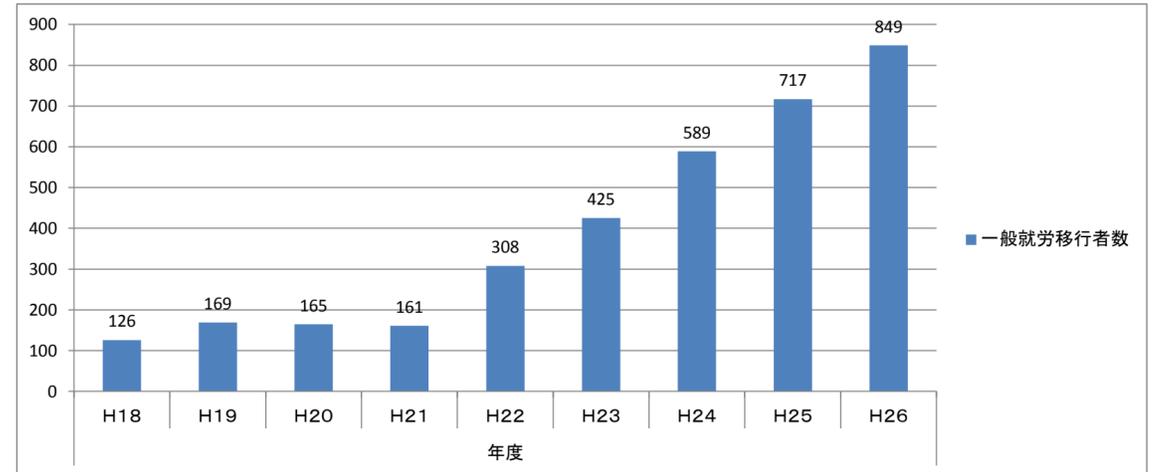
※ 施設総数は、各年度4月1日現在
 ※ 施設数は、当該年度における一般就労移行者が存在する施設の数
 ※ 上表には、旧体系施設からの一般就労移行者を含まない。

【実績評価】

《現状と課題》

○第3期障害福祉計画期間中に、福祉施設から一般就労へ移行された方の97%が就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者である。
 ○第2期障害福祉計画期間に比べ、就労継続支援A型の事業者の参入が進んで施設数が増加したことに伴い、利用者も増加したため、一般就労への移行者数が大幅に増加したと考えられる。
 ○平成22年7月1日から、法定雇用障害者数の算定対象に、「短時間労働者」が追加されたことにより、短時間労働に対する求人側と求職側の双方のニーズが増加したと考えられる。
 ○平成25年4月1日から、民間企業における障害者の法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられた点、及び障害者を雇用しなければならない事業者の範囲が従業員数56人以上の事業者から従業員50人以上の事業者に変更された点から、民間企業の障害者雇用に関する意識が高まり、一般就労への移行者が増加したと推測される。
 ○上記のことを踏まえ、今後は、一般就労への移行を更に進めるために、就労移行支援事業等の障害福祉サービスの質的・量的確保を図るとともに、離職を防ぐための就労定着支援の推進が課題として挙げられる。

【年度別 一般就労移行者の推移】(旧体系施設分を含む)



【旧体系施設及び新体系施設における一般就労移行者数】

年度	旧体系施設						新体系施設		合計			
	身体障害者施設		知的障害者施設		精神障害者施設		施設数	就労者数	施設総数	施設数	就労者数	目標対比
	施設数	就労者数	施設数	就労者数	施設数	就労者数						
18	13	47人	24	43人	15	29人	4	7人	124	56	126人	26.3%
19	9	33人	28	50人	16	38人	24	48人	261	77	169人	35.2%
20	2	3人	28	44人	9	19人	40	99人	332	79	165人	34.4%
21	2	2人	16	22人	5	10人	55	127人	403	78	161人	33.5%
22	2	2人	9	14人	4	9人	92	283人	477	107	308人	64.2%
23	2	0人	4	6人	0	0人	130	419人	597	136	425人	88.5%

《第4期計画における取組方針》

【第4期計画の成果目標】…国の基本指針に即して設定

①平成29年度末における年間一般就労移行者数	1,178人
②平成29年度末における就労移行支援事業利用者数	2,374人
③平成29年度末における就労移行率3割以上を達成達成する就労移行支援事業所	全体の5割以上

【第4期計画における取組】

○施設整備費補助金による就労移行支援事業所整備費の助成やサービス管理責任者研修等を通じて、就労移行支援事業及び就労継続支援事業等の障害福祉サービスの質的・量的確保を図る。
 ○障害福祉事業者の指定に当たっての指導や事業所開設後の指導・監査を引き続き実施していくことにより、サービスの質の確保を図り、効果的な一般就労に繋げていく。
 ○障害者雇用に対する企業等の理解を得るため、事業者を対象としたセミナーや障害者就職面接会の開催などにより、一層の雇用促進に向けた働きかけを行う。
 ○就労移行や就労定着に必要なトライアル雇用やジョブコーチ等の就労支援策が積極的に活用されるよう産業労働部、愛知労働局及び愛知障害者職業センター等関係機関との連携を強化し、障害のある方やその家族に対し、適切な情報が提供されるよう努める。